

学校法人西野学園 成績評価・客観的指標の算出方法

1 成績評価と評定

学則に基づき履修が認定された科目について、シラバスの「成績評価のしかた」に従い、試験（論文を含む）または実習・演習などの成績ならびに平素の学習活動全般から得られる評価資料（レポート等）に基づいて総合的に評価を行う。科目の成績の総合評価は 100 点法をもって行う。

学則（抜粋）

第14条 評価は、試験（論文を含む）の成績、平素の学習状況等を総合的に勘案して行う。

- 2 成績評定は、秀、優、良、可、不可の5段階とし、『可』以上を合格、『不可』は不合格とする。

教務規定（抜粋）

第16条 評価

学習成績の評価は、定期試験（論文を含む）、または演習、実習などの成績ならびに平素の学習活動全般から得られる評価資料（レポート等）に基づいて総合的に行う。

- 2 科目の成績の総合評価は、100点法をもっておこなう。
- 3 追試験の科目評定は、定期試験と同様とする。
- 4 再試験により60点以上の評価を受けたとき、評価点は60点とする。

第17条 評定

科目の評定は、秀・優・良・可・不可の5段階をもって行う。

- 2 評定は、総合評価に基づいて、次により5段階表示する。

評 定	総 合 評 価
秀	100点 ～ 90点
優	89点 ～ 80点
良	79点 ～ 70点
可	69点 ～ 60点
不 可	59点以下

2 客観的指標の算出方法

教務規定（抜粋） 第20条（評価平均）

当該年度における全ての科目の総合評価の平均（総平均）を成績の相対的位置の把握のための客観的指標とする。なお、原級留置により同じ科目を再度修得した場合は、最新の成績に基づいて評価平均を算出する。また、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示する。